

市政

パブリックコメントの結果

第2次狭山市情報化基本計画(案)にお寄せいただいたご意見と、市の考えを次の場所とホームページで公表しています。

場所 情報システム課 行政資料室(市役所2階)、地区センター、図書館 期間 5月31日(火)まで(ホームページでは期間にかかわらず常に掲載)

問合せ 情報システム課へ内線 5752

店舗・住宅リフォーム 工事費の一部を補助

市内在住の方が居住する住宅や市内にある店舗(空き店舗を含む)を改修する際の工事費を補助します。

補助要件 ▼市税などを滞納していない ▼当該工事に係る他の補助制度を活用していない **工事の条件** ▼屋根、外壁、居室などの改修で、建築基準法に定める建築確認が不要な簡易の工事 ▼市内業者が6

障害者差別解消法が施行されました

障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会の実現につなげることを目指して、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が平成28年4月1日に施行されました。障害や障害のある人への理解を深め、みんなで助け合うことが大切です。

■この法律の対象者は

国・都道府県・市町村などの行政機関や、会社、商店、金融機関、医療機関などの民間事業者が対象です。同じサービスなどを繰り返し継続して行っている場合も事業者として扱われますので、NPO法人やボランティアなども該当します。

■対象となる障害のある人とは

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、その他心身の機能の障害がある人で、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けているすべての人が対象です。

■この法律で守らなければならないことは

▶「不当な差別的取り扱い」の禁止

正当な理由がないのに、障害があるということだけでサービスの提供を拒否したり、制限したり、特別な条件を付けたりすることは許されません。

「不当な差別的取り扱い」の例

障害があるという理由で、賃貸アパートの部屋を貸さない



飲食店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に断られた



▶可能な範囲での「合理的配慮」の提供

障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるものを「社会的障壁」といいます。障害のある人から、配慮を求める意思の表明があった場合は、負担になり過ぎない範囲で、「社会的障壁」を取り除くよう努めなければなりません。

「合理的配慮」として好ましい例

車いすを使っている人が電車などを利用する際に、駅員が手助けすること



視覚障害のある人に対して、書類などの内容を読み上げながら説明すること



聴覚障害のある人に対して、筆談など音声とは別の方法で伝える工夫をすること



■行政機関や民間事業者の対応

	不当な差別的取り扱い	合理的配慮
行政機関	×(禁止)	○(法的義務)
民間事業者	×(禁止)	△(努力義務)

障害を理由とする差別に関する相談や情報は、障害者福祉課までお寄せください
問合せ 障害者福祉課へ内線1592

不用品の登録制度

▽は有料、▼は無料、◇は応相談
譲ります▼パソコンラック(いす付)▼電気ひざ掛け▼工業用ミシン▼ガラスケース入り五月人形▼五月人形段飾り▼ラミネーター▼脚付アイロン台 譲ってください
▽市松人形 ▼山王中学校制服(女子用) ▼ひな人形段飾り◇ステレオアンプ◇イヤール◇回転座いす(脚付)◇墨擦り機

※ご利用は市内在住で20歳以上の方に限ります。交渉は本人同士で行い、トラブルの際も対処してください。広報さやま発行日にすでに譲渡済みの場合があります。

問合せ・登録月々土曜日、9時～16時(祝日を除く)にリサイクルプラザ不用品登録専用電話へ ☎2954・4953

道路を安全に通行できるように協力

道路上に樹木の枝が張り出したり、プランターや植木鉢を置いたりすると、歩行者などの通行を妨げます。樹木の剪定や植木鉢などの敷地内への移動にご協力をお願いします。

問合せ 管理課へ内線2113

暮らし



月1日以降(補助金交付決定後)に施工し、平成29年3月31日までに終了する ▼工事費用が税抜き20万円以上 **補助額** ▼住宅の場合：税抜き工事費の5%(限度額は10万円) ▼店舗の場合：税抜き工事費の10%(限度額は30万円) ※申込多数は5月26日(木)、10時から公開抽選 申込み5月17日(火)～25日(水)に申請書(商工業振興課、地区センター)を用意。ホームページからもダウンロード可)と必要書類を持って同課へ内線2551

国民年金保険料の後納制度

平成30年9月までの特例で過去5年以内に納め忘れた保険料の納付ができます。この制度を利用すると、将来、受取る年金額を増やすことができます。なお、すでに老齢基礎

年金を受給している方は利用できません。
申込み所 沢年金事務所へ ☎2998・0170 **問合せ** 保険年金課内線1056か国民年金保険料専用ダイヤルへ ☎0570・0111・050

休日納税相談

平日の納付や来庁が困難な方は、ぜひご利用ください。なお、納税相談は、事前の予約が必要で、
日時 5月29日(日)、9時～12時、13時～16時 **内容** 納付、納税相談、納付書の再発行 **取扱税目** 狭山市分の市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料 **問合せ** 収納課へ内線1074

市・県民税のお知らせ

◆納税通知書

6月9日(木)に納税通知書を発送する予定です。第1期の納付期限は6月30日(木)です。期限内納付にご協力ください。なお、28年4月1日時点で65歳の方は、10月に支払われる年金から市・県民税の天引きが始まります。

◆市・県民税の住宅ローン控除
平成13年～18年と21年以降に入居した方は、住宅ローン

「平成28年熊本地震」への狭山市の対応

▶義援金箱の設置(5月1日現在)
受付期間6月30日(木)まで 受付場所 市役所1階エントランスホール、地区センター、公民館、サピオ稲荷山、市民会館など市内17か所

▶救援物資の搬送
4月20日(水)に、西部地区五市防災連絡会(狭山市、所沢市、飯能市、入間市、日高市)として、県トラック協会いるまの支部の協力により、飲料水や紙おむつ、缶詰パンなどを佐賀県武雄市を経由して被災地へ搬送しました

▶市職員の派遣
4月25日(月)から29日(金)まで技術職1名を熊本県熊本市と同県益城町に、5月1日(日)から7日(土)まで一般事務職員3名を同県御船町にそれぞれ派遣しました

問合せ 防災課へ内線3694、義援金の受付は福祉課へ内線1511

光化学スモッグにご注意

光化学スモッグは、5月から9月くらいまでの風が弱くて気温が高い晴れた日に発生しやすいです。特に乳幼児、高齢者、病弱な方は、被害を受けやすいので、注意が必要です。注意報などの発令は防災行政無線などでお知らせしますので、次のことに注意してください。

▼外出や屋外での運動を控える ▼目やのどに刺激や痛みを感じたら室内に入り、洗眼やうがいをする。改善しない場合は、医師の診断を受ける

問合せ 環境課へ内線3681